

## 鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会評価報告書

鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会（以下、「評価委員会」という。）として、次のとおり指定管理者による鳥取県立皆生尚寿苑の管理運営状況を評価した。

### 1 対象施設

鳥取県立皆生尚寿苑

### 2 指定管理者

社会福祉法人鳥取県社厚生事業団（鳥取市伏野2259-43）

### 3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

### 4 評価委員会

(1) 開催日 平成29年8月31日（木）

(2) 開催場所 鳥取県立皆生尚寿苑 会議室及び施設内

(3) 評価委員

氏名	所属及び役職名
石田 浩朗（委員長）	鳥取中央地域包括支援センター 社会福祉士
田中 恵理（副委員長）	社会福祉法人福生会三喜苑 介護支援専門員
吉田 高文	公立大学法人公立鳥取環境大学 教授
小谷 誠	小谷昇事務所 税理士
宮本 則明	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長

(4) 評価方法

平成26年度から平成28年度分の指定管理者から提出された事業報告及び各年度の県による評価結果、施設内視察等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。

評価は、「2、1、0、△1、△2」の5段階で行い、5人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理・緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>施設設備の保守管理・修繕</li><li>施設の保安警備、清掃等</li><li>事故の防止措置、緊急時の対応</li></ul>
施設の利用の許可、利用料の徴収等	<ul style="list-style-type: none"><li>利用の許可</li><li>適正管理に必要な利用者への措置命令</li><li>利用料金の徴収、減免</li></ul>
その他管理施設の管理に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"><li>利用受付・案内</li><li>附属設備・備品の貸出</li><li>利用指導・操作</li></ul>
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>開館時間、休館日、利用料金等</li><li>利用者へのサービス提供・向上策</li><li>施設の利用促進</li><li>個人情報保護、情報公開</li><li>利用者意見の把握・対応</li></ul>
収入支出の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>経営状況</li></ul>
職員の配置	<ul style="list-style-type: none"><li>管理運営の組織・職員の職種等</li><li>日常の職員配置</li><li>障がい者雇用等</li></ul>
会計事務の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>不適正事案や事故等の有無</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務報告書（月次）における内部検査結果</li> <li>・必要な規定類の整備</li> </ul>
関係法令の遵守状況（労働関係法令、鳥取県産業振興条例等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令に係る行政指導の有無等</li> <li>・県内企業への発注等</li> </ul>
県の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者就労施設への発注</li> </ul>

#### 《評価指標》

- 2 : 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。
- 1 : 協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。
- 0 : おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
- △1 : 一部、改善・工夫をする事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
- △2 : 協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

#### （5）評価結果

##### ア 評価点数

指定管理者による鳥取県立皆生尚寿苑の管理運営状況の評価は「0」と決定した。

審査項目	評価（5人の委員の平均）
施設設備の維持管理・緊急時の対応	0. 4
施設の利用の許可、利用料の徴収等	0. 4
その他管理施設の管理に必要な業務	0. 2
利用者サービス	0. 4
収入支出の状況	0. 2
職員の配置	0. 4
会計事務の状況	0. 0
関係法令の遵守状況（労働関係法令、鳥取県産業振興条例等）	0. 0
県の施策への協力	0. 4

(注) 総括の評価は0. 2となり、委員協議の上、5段階のうち「0」と決定。

## イ 評価委員からの主な意見

### 【施設設備の維持管理等に関する意見】

- 避難訓練、ヒヤリハット等の事故防止が図られている。
- 設備、建物は古くなっているが、清掃は行き届いており、利用者の状況に合わせて利用がしやすくなるような工夫がなされている。

### 【施設の利用の許可、利用料の徴収等に関する意見】

- 料金収受について適正と見られる。

### 【その他施設管理に必要な業務に関する意見】

- 県貸付物品の管理について過去には不適切な管理もあったが、改善が図られているため問題はないと考える。

### 【利用者サービスに関する意見】

- 年齢も介護度も多様で幅広いが、どのような利用者に対しても個別ケアがなされているように思われた。

### 【収入支出に関する意見】

- 適正である。

### 【職員の配置に関する意見】

- 労働時間の管理について労働基準監督署からの指導はあったが、改善が図られているため問題ないと考える。

### 【会計事務に関する意見】

- 違法等確認できなかった。

### 【関係法令の遵守状況に関する意見】

- 違法等確認できなかった。

### 【県の施策への協力に関する意見】

- 地域交流室による自治会や子ども会の活動支援等の協力あり。